

海上労働システム規則

海上労働システム規則実施要領

海上労働システム規則
海上労働システム規則実施要領

2022年 第1回 一部改正
2022年 第1回 一部改正

2022年3月30日 規則 第9号/達 第2号
2022年3月7日 海務委員会 承認
2022年3月24日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

海上労働システム規則

規則

2022年 第1回 一部改正

2022年3月30日 規則 第9号

2022年3月7日 海務委員会 承認

2022年3月24日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2022年3月30日 規則 第9号
海上労働システム規則の一部を改正する規則

「海上労働システム規則」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.3 労働時間及び休息时间（第2.3規則）*

-15.を次のように改める。

-15. 船長船舶所有者は、船内船員の労務管理を行う主たる事務所に記録簿を備え、船員の毎日の労働時間及び休息时间並びに船員に対する休日及び有給休暇の付与に関する事項を前-14.に定める言語により標準化された様式に記録すること。また、船舶所有者は、船長又は船長の委任を受けた者及び船員によって受諾された記録の写しを船員に交付すること。

附 則

1. この規則は、2022年4月1日から施行する。

海上労働システム規則実施要領

実施要領

2022年 第1回 一部改正

2022年3月30日 達 第2号

2022年3月7日 海務委員会 承認

2022年3月30日 達 第2号
海上労働システム規則実施要領の一部を改正する達

「海上労働システム規則実施要領」の一部を次のように改正する。

附属書 本会の必要と認める海上労働要件

3. 海上労働条約に基づく要件

3.2 雇入条件（第2章）

3.2.3 労働時間及び休息时间（第2.3規則）

-7.を次のように改める。

-7. 規則附属書 3.2.3-1.から-15. (-2.を除く。)の規定は、~~次に掲げる人命、船舶、もしくは積荷の安全を図るため、又は、人命もしくは他の船舶を救助するために緊急を要する作業について、~~船長が自ら従事し又は船長を除く船員に従事させる場合には適用しない。

~~(1) 人命、船舶、もしくは積荷の安全を図るため、又は、人命もしくは他の船舶を救助するために緊急を要する作業~~

~~(2) 防火操練、救命艇操練その他これらに類似する作業~~

~~(3) 航海当直の通常の交代のために必要な作業~~

附 則

1. この達は、2023年4月1日から施行する。